

論文

セクシュアル・ライツの系譜と課題

池谷 壽夫（了徳寺大学）

はじめに—問題設定

筆者は、ICPD や FWCW での RHR から国際的な SR の提起へと至る過程を検討する中で（池谷 2014）、日本でのセクシュアリティに関する議論はまともな SR 論レベルにはまだ到達しておらず、①RHR の段階、すなわち FWCW の段階にとどまっているのではない、②また SR を取り上げたとしても、それは自由権的発想にとどまっているのではない、という 2 つの疑念を抱いた。②については池谷（2014）で触れたし、本稿でも SR の自由権論的発想を問題として取り上げるので、以下では主に①について検討してみよう。

たしかに RHR の論文は医学系のものを中心に多数ある。しかし、SR についてきちんと書かれたものは、管見する限りでは山本編著（1997）、浅井（2000）、原田（2000）などを除いてきわめて少ない。ここでは、SR に触れている東（2001）、柴崎（2005）、田村（2012）を取り上げてみよう。

東（2001）は早い段階で SR を「性同一性障害」との関連で取り上げ、しかも「ジェンダーの権利に関する国際宣言」（1996）* や WAS（1999）の「性の権利宣言」を紹介している点でも教えられるところがある。しかし、残念なことに、RHR と SR がどのような関連にあるかについては論じられていない。柴崎（2005）はそのタイトルで「セクシュアル・ライツは可能か」と問いながらも、北京女性会議レベルの議論にとどまり、その後 IPPF や WAS によって提起された SR についてはまったく触れていない。田村（2012）は「生命倫理の基本概念」の 1 つとして「性」を扱ったもので SR について触れている。しかし、その概念に簡単に触れただけで、「本論では、弱者問題として性を考えるために、リプロダ

クティブ・ヘルス／ライツを手掛かりにとする」として RHR を論じ、そこから女性の SR を取り上げている。論点が女性の SR 論に限定されているから LGBT の GR が検討されていないことはよしとしても、なぜ SR ではなくて RHR だけを取り上げるのかについて説明がない。したがって、RHR の議論からなぜ SR が提起されるに至ったのか、RHR と SR との関係はどうなっているかなどについてはまったく触れられていない。こうしてみると、とくに柴崎も田村も北京女性会議の RHR 論の段階にとどまっていて、北京女性会議前後の SR をめぐる議論をきちんとフォローしていないことがわかる。

*東はこの宣言が「第 5 回トランスジェンダー法と労働法に関する国際会議」で 1995 年に採択されたとしているが、正確には「第 6 回トランスジェンダー法と雇用政策に関する国際会議」で 1996 年 7 月 4 日に最終的に採択されている（Currah, Juang & Minter ed. 2006: 327）。

ところで、辻村（2012）は、自らが編集委員の一人となっている『講座ジェンダーと法』の第 4 巻『ジェンダー法学が切り拓く展望』に収められている。ここでは人権主体とジェンダーが問題とされているにもかかわらず、LGBTI は人権主体として取り上げられておらず、女性の権利とその中核を占めるとされる RR のみが扱われている。後でも見るように、フェミニズムの女性運動家たちは ICPD 前後に RHR から SR へと徐々に理論的転回を遂げてきたのに、ここでは SR についてはまったく触れられていないし、LGBTI の権利についてはなおさらそうである。同巻では、性的マイノリティと法制度の問題を取り上げている谷口洋幸（2012）のみが浮いている。また、『講座 人権論の再定位』（井上達夫編集代

表、法律文化社)でも、SR や LGBTCI の人権について触れたものはない。その第1巻『人権の再問』(市野川容孝編、2011年)の風間(2011)ですら、そのタイトルにもかかわらず、SR も LGBTI の権利も出てこない。

このようにざっと見ただけでも、日本では RHR や RR レベルにとどまっており、ICPD や FWCW 前後とそれ以後のまともな SR 論が展開されていない。その原因としては2つのことが推測される。1つは、論者が ICPD や FWCW の段階にとどまっており、その前後の SR の展開を十分に研究していないこと、もう1つは、男女二分法にとどまっているために RR をこえた視点を持つことができないことである。

そこで、本稿では、SR の系譜を検討する。結論を先取りすれば、SR の議論は、大きくは次の3つの潮流が絡み合いながら展開されてきた。①女性の人権を中心にしながら SR を追及してきたフェミニストグループ、②主として SH の視点から SR を問題にしてきた WAS と WHO、③LGBTI などのノンヘテロセクシュアルグループからの問題提起である (Corboz 2009; Miller 2000; Lottes 2013)。そして、こうした提起を受けながら、④国連人権諸機関で SR 論が議論されている。②については池谷(2014)でも検討したので、本論文では主に①、③、④について検討する。すなわち、SR の系譜を、主にフェミニズムのアプローチと LGBT からアプローチ、という2つのアプローチから検討し、そこでどのような視点が重視されていたのかを明らかにする。その上で次に、国連とその人権諸機関 (CEDAW、CRC、CESCR など)における SR をめぐる諸文書 (とはいえ国連はまだ SR という概念は用いていない) を検討し、それらの機関で SR がどのような視点から論じられているかを明らかにする。最後に、以上の検討をふまえて、これまでの SR 論の問題点を指摘するとともに、SR を論じる際に必要不可欠ないくつかの視

点を提起する。

1. SR と責任に関する新たな宣言(1976年)

ところで SR を検討する際、すでに 1976 年に Kirkendall らによって「SR と責任に関する新たな宣言」(以下、「新たな宣言」)が出されていたことを忘れてはならない。管見する限りでは、この宣言で初めて SR の概念が出てくる。そこで最初にこの宣言を検討しておく。

(1)「新たな宣言」成立の経緯

「新たな宣言」は、Kirkendall や J・Money らを含めた 38 人の署名入りで 1976 年に出された。Kirkendall (1976) のまえがきによると、1973 年に出されたアメリカ・ヒューマニスト協会の「ヒューマニスト宣言 II」(Humanist Manifest II、以下「宣言 II」)*はセクシュアリティに関する短いセクションを含んでいたけれども、もっと詳細な声明が有用であろうと考えた。そこで Kirkendall に SR 宣言の起草を依頼し、そのオリジナル原稿を何度も書き直してこの宣言が作成されたのである。

*この宣言は 1933 年に出された「ヒューマニスト宣言 I」がナチズムに対してあまりにも楽観主義的であったことをふまえて、1973 年に出された。

ではこの「宣言 II」では、セクシュアリティはどのように扱われているかを見てみよう。この「宣言 II」は、「まえがき」「宗教」「倫理」「個人」「民主主義社会」「世界コミュニティ」からなっており、その「個人」の項目でセクシュアリティが次のように述べられている (Humanist Manifesto II)。

セクシュアリティの領域では、われわれが思うに、しばしば教条的な宗教とピューリタンの文化によって育成された不寛容な態度が過度に性行動を抑圧している。出産コントロール、中絶、および離婚に対する権利が承認されるべきである。われわれは搾取し、中傷する形態の性表現に賛成しないけれども、法律や社会的制裁によって、同

意した大人間の性行動を禁止することも望まない。多くの多様な性的探求はそれ自体において「邪悪」だと考えられてはならない。思慮のない寛大さや抑えきれない乱交を黙認したりすることを除いては、市民化された社会は寛容な社会であるべきである。他者を傷つけたり他者に同様なことをするよう強いること以外は、個人は自分の望むままに自分の性的傾向を表現し、自分の生活スタイルを追求するべきである。われわれは、そこでは人々が性的客体として搾取されず、親密さ、感受性、尊重および正直さが対人関係の中で励まされる、そうしたセクシュアリティに対する責任ある態度の発達を育成することを望む。子どもと大人のための道徳教育は、自覚と性的成熟を発達させる重要な方法である。

ここでは、①他者を傷つけたり他者に同様なことをするよう強いること以外は、個人は自分の望むままに自分の性的傾向を表現し、自分の生活スタイルを追求することへの権利と自由と同時に、②セクシュアリティに対する責任ある態度の発達の育成が強調されている。

この2つの視点は、「新たな宣言」にも受け継がれている。この宣言のまえがき部分では、「セクシュアリティはあまりにも長い間、他の人間的な活動のうちで占めるその固有の場を否定されてきた」が、「意義のある人生に対するセクシュアリティの貢献を強調することによってセクシュアリティの質を高めるその時が来た」と述べられ、その後でこう述べられている。「人間には、他者を傷つけたり、他者の性的表現の権利を妨げたりしないかぎり、自分の性的欲求を表現し、彼らがふさわしいと思う関係性を結ぶ権利がある。だが、この自由の新たなセンスには、倫理的責任の意味が伴うべきである」(Kirkendall 1976: 4-5)。

そしてこの動きの世界的な検討例として、WHO (1975) の「どの人にも、性の情報を受け取り、生殖のためのセクシュアリティと同

様に快樂のためのセクシュアリティを受け容れることを考慮する権利がある」(WHO 1975: 23) という一文を挙げている。

もう1つこの「新たな宣言」を見るときに忘れてはならない視点がある。それは、Kirkendall たちが立脚している「ヒューマニズム」の視点である。アメリカ・ヒューマニスト協会のホームページでは「ヒューマニズム」が以下のように定義されている。「ヒューマニズムとは、超自然主義なしに、ヒューマニティのより大きな善に付け加えることができる意味のある倫理的な生活を送るためのわれわれの能力と責任を肯定する、進歩的な生活態度である」(Definitions Of Humanism) *。

*なお、鹿間 (2010) ではカーケンダールの性教育思想が検討され、教えられることも多い。しかし、そこではSRを提起したKirkendall (1976) が「表 1-2-1 カーケンダールの履歴」の中で「性の権利と責任」として示されているものの (鹿間 2010: 33)、SRを最初に提起したその著作の重要性にもかかわらず、その内容については触れていない。それはおそらく、第1章第3節「性教育および性の健康教育の動向」において、WASが検討されながらもSRについては触れていないことと関係していると思われる。

(2) 「新たな宣言」の構成と内容

以上の観点から、「新たな宣言」は、まえがき部分と9つのテーゼおよび結論から構成されている。以下が、9つのテーゼである。

1. 人間のセクシュアリティの境界が拡大される必要がある。
2. 両性間に公正のセンスを発達させることは分別のある道徳性の一つの本質的な特徴である。
3. 抑圧的なタブーは、人間の行動とニーズに対する敏感な気づきにもとづいた、もっとバランスのとれたそして客観的なセクシュアリティ観に置き換えられるべきである。
4. どの人にも、人間のセクシュアリティのさまざまな市民のおよびコミュニティ的な諸局面

に関して十分な情報を与えられる義務と権利がある。

5. 親になる可能性があるに人は、社会的ニーズと自分自身の欲求の両方を考慮しながら、自分の子どもの数や出産時期を計画する権利と責任の両方がある。
6. 性道徳は、他者に対するケアリングと尊重のセンスから出てくるべきである。それは法制化されえない。
7. 身体的快楽には道徳的価値としての値打ちがある。
8. 個人は、生涯を通じたセクシュアリティに積極的かつ肯定的に応じることができる。このことは認められ受け容れられねばならない。
9. すべての性的出会いにおいて、人間的で人間主義的な価値へのコミットメントがそこにあるべきである。

1.では、これまで生殖へと限定されがちであったセクシュアリティが、「男性にとってと同様に女性にとっても、生殖の見込みがないところでさえ、緊張を解放する仕方であることに付け加えて、親密性の表現として、享樂と豊かさの源としてみなされるべきである」(Kirkendall 1976: 6) が提起されている。

2.では、女性差別とセクシズムの撤廃が求められ、「とくに、男性は、女性が自分自身の身体をコントロールし、自分自身の性的表現の本性を決定する権利を承認しなければならない」(ibid.: 7-9) としている。3.では抑圧的なタブーから解放された、「もっとバランスのとれた客観的なセクシュアリティ観」が求められている。そこでは婚外の性的関係や婚前の性的関係だけではなく、ホモセクシュアルやバイセクシュアルの関係も受容されている。

4.では、セクシュアリティに関する情報にアクセスする権利が個人の私生活だけではなく、女性、高齢者、障害者などの社会的な問題にまで拡大されることを求めている。5.では「出産コントロールへの権利」が「自発的な不妊

と中絶への権利」(ibid.: 15) も含めて考えられており、出産コントロールに対する男性の責任も明記されている。6.では、性道徳は他者に対するケアリングと尊重の精神にもとづくものであり、売春やサド・マゾヒズム、フェティシズムも教育とカウンセリングを通じてその変革がなされるべきであって、法的禁止によってなされてならないとしている。7.では快楽が道徳的価値として肯定されている。

8.では、生涯にわたるセクシュアリティに対する権利が、「触れること、愛情を授受すること、および親密な身体的応答の満足は、生涯にわたる誰もの権利である」(ibid.: 19) として肯定されている。そして9.では、性的出会いが、「人の性行動は他の人のそれを害したり不利益を与えるべきではない」(ibid.: 19) といったヒューマニズムにもとづくべきことが述べられている。

このように、Kirkendall らの「新たな宣言」では、SR として、主に女性を中心にしてはいるが、ホモセクシュアルもバイセクシュアルも含めた人々の、①自分の身体をコントロールし、自分の性的表現の本性を決定する権利、②セクシュアリティに関して十分な情報を与えられる権利、③自発的な不妊と中絶への権利を含めた、出産コントロールへの権利、④触れること、愛情を授受すること、および親密な身体的応答の満足への権利などが提起されている。

2. SR へのフェミニズム的アプローチ

本節では 1994 年以降のフェミニストグループの SR への取り組みを検討する。

(1) RH と RR

Correa & Petchesky (1994) によると、RR という用語はアメリカで 1979 年の Reproductive Rights National Network (R2N2) の創設とともに出てきた。R2N2 の活動家たちはこの用語を 1980 年代初期に、the European-based

International Campaign for Abortion Rights に持ち込んだ。1984 年のアムステルダムでの第 4 回国際女性と健康会議 (International Women and Health Meeting: ICASC) でその Campaign は公式にその名称を Women's Global Network for Reproductive Rights (以下、WGNRR) に変えた。その後この概念は急速に南の女性運動を介して広まったという。例えば、1985 年に、アムステルダム会議に参加したフェミニストメンバーの影響下で、ブラジルの保健省は、the Rights of Human Reproduction に関する委員会を創設した (120)。だが、開発途上国の活動家たちは、RR よりも RH のほうが女性の基本的ニーズをよりよく表現していると考えられていたという (Corrêa 1997: 108)

(2) 人口政策に関する女性宣言 (1992 年)

1994 年 9 月の ICPD を前にして、世界のさまざまな地域の女性グループは、1992 年に「人口政策に関する女性宣言」を起草した。そこでは 7 つの基本的な倫理原則が掲げられ、その原則の 2 でセクシュアリティに関わる権利が、原則 3 で生殖に関わる権利が掲げられている (Germain et al. 1994: 151-2)。

1. 女性は自分自身、自分の家族、自分のコミュニティ、そしてますます世界の状況に対して責任ある決定を下すことができるし、そうしている。女性はいかなる開発政策そしてとくに人口政策の主体でなければならない、客体であってはならない。
2. 女性には、いつ自分のセクシュアリティを表現するのか、また表現するのかどうか、なぜそうするのか、誰とそうするのか、そしてどのようにそうするのかを決定する権利がある。人口政策は女子と女性の性的および身体的な統合に対する尊重の原則にもとづかねばならない。
3. 女性には、子どもをもつかどうか、どのようにしてもつか、いつもつか、そして何人もつかを決定する個人的権利と社会的責任がある。女性は誰も子どもを産むことを強いられないし、あるいは自分の意志に反してそうするようにはされない。すべての女性には、年齢、結婚状況、あるいは他の社会的条件に関わりなく、自分の RR と責任を行使するのに必要な情報とサービスを得る権利がある。
4. 男性にも、自分自身の性的行動と受胎に対して、およびその行動が自分のパートナーと自分の子どもの健康と well-being に及ぼす影響に対して個人的および社会的責任がある。
5. 女性と男性間の性的および社会的な関係は、公正 (equity)、非強制および相互の尊重と責任の原則によって治められねばならない。女子と女性に対する暴力、彼女たちの従属ないしは搾取、および性器切除といった他の有害な習慣的行動あるいは不必要な医療処置は、基本的人権を侵害している。かかる習慣的行動もまた有効な健康と権利志向の人口プログラムを遅らせている。
6. 女性の基本的な SRR は、女性の意志に反して、パートナー、家族のメンバー、エスニック・グループ、宗教施設、ヘルス・プロバイダー、調査研究者、政策立案者、国家あるいは他のいかなる関係者の利害に従属されえない。
7. 女性の RHR を促進するのにコミットした女性およびサービスされる女性と関係した女性は、政策立案者およびプログラム実行者として、倫理的水準の定義、テクノロジーの開発と配分、サービス、および情報の普及を含めた決定のすべての局面にわたって含められねばならない。

この「宣言」では、①女性は決定する能力があるし、政策の主体であることをまず確認したうえで、②女性の「いつ自分のセクシュアリティを表現するのか、また表現するのかどうか、なぜそうするのか、誰とそうするのか、そしてどのようにそうするのかを決定する権利」、つまりセクシュアリティに対す

る権利(狭義のSRと言ってよい)が述べられ、人口政策も「女子と女性の性的および身体的な統合に対する尊重の原則」にもとづかねばならないことが指摘されている。そのうえで、③「子どもをもつかどうか、どのようにしてもつか、いつもつか、そして何人もつかを決定する個人的権利と社会的責任」としてのRRが掲げられている。すなわち、まず先に女性のSRが確認された上で、RRはそれに続くものとして位置づけられているのである。また3.と4.では男女間の公正なジェンダー関係が求められ、6.で女性のSRRが明記され、最後に女性のRHへの参加が求められている。しかし、ここではSOの概念は用いられず、レズビアン¹のSOの自由の権利はまだ掲げられていなかった。

(3) リオ声明(1994年)

その後、1994年1月24~28日にはリオデジャネイロで、ICPDに向けて「リプロダクティブ・ヘルスと正義——カイロ94年に向けての女性の健康国際会議(Reproductive Health and Justice: International Women's Health Conference for Cairo '94)」が開かれた。この会議ではレズビアンの権利も議論され(Girard 2004)、「リオ声明」(The Rio Statement of "Reproductive Health and Justice")が出された。

この声明の特徴は、第1にRRやRHRが登場してきていることである。「RRは、食物、シェルター、健康、安全、生計、教育、および政治的エンパワメントへの権利といった他の基本権と切り離すことができない、譲渡し得ない人権である」。Corrêa(1997)によれば、RHとRRとのリンクは、このリオデジャネイロ会議で、女性のヘルス・アクティビストたちの間で合意され、ICPDにどうアプローチするかについても合意が得られた。第2に、SR概念そのものは用いられていないものの、それに該当する表現は出てくる。「女性には、自分のセクシュアリティを快楽で表現し、そ

して虐待の恐れや病気のリスクあるいは自分のSOや障害にもとづいた差別なしに表現する権利がある」。ここではセクシュアリティが肯定的に表現されるとともに、はじめてSOがSRの1つの要素として登場している。これによってヘテロセクシュアリズムとそれにもとづいた家族像、そしてまた狭く生殖に限定されてきた(母子衛生を含めて)RHRを超え出ようとしていた。

(4) WGNRRのSR論(1996年)

ICPD以後になると、女性運動のなかでもSR概念が用いられてくるようになるだけではなく、SRのリストが具体的に提起された文書が出されている。その1つがWGNRRのSR論である(WGNRR 1996)。女性のSRが「女性が彼女たちのセクシュアリティを尊厳をもって、楽しい状況の下で暴力や虐待から自由に、表現するために持たねばならない自由」として定義され、以下の権利がリストアップされている。全文を挙げておく。

- ・ 生殖と関わりのないセクシュアリティを行使する権利。すべての性的活動が必ずしも母maternityになる必要はない。子育ては女性の自由な選択であるべきである。
- ・ 自分の身体と生殖器官を知り、愛する権利。ノンセクシズム的性教育 non-sexist sexual educationもまた権利である。
- ・ 愛着 affection と性的関係を捜し求める権利。愛着をセックスを含めて多くの現象形態のうちに捜し求めることは、女性もまた参加する人間的な捜し求めである。
- ・ 親密圏において自由である権利。女性は、自分のパートナーが何を好きかを知ることに加えて、自分が何を好きかを知る可能性・機会をもつべきである。
- ・ 自分の受胎をコントロールする権利。女性の身体は、避妊具の使用のための唯一の場所ではありえない。自分のパートナーもまた関与

しなければならない。

- ・ 女性であることに対して尊敬される権利。これは、主体として承認され、客体や財として扱われて屈辱や女性を貶める行為に至らないようにするための、古くからの女性の闘いである。
- ・ 市民の地位に関わらず自分のセクシュアリティを行使する権利。すべての女性には一結婚、老若、一人かパートナーと一緒に関わりなく一性の快楽を楽しむ権利がある。
- ・ 性交に関わりなく、セクシュアリティにおいて快楽を得る権利。キス、愛撫および諸感覚もまた快楽をつくりだす。女性には、性交なしにセクシュアリティのこれらの表現を楽しむ権利がある。
- ・ 自分のセクシュアリティを行使しない権利。女性が決定し、女性を選ぶ。(Lottes 2013: 389 より)

ここでは、主として女性の、生殖と身体のみならず、それをこえて、愛着を求め性の快楽を楽しむ権利などがセクシュアリティを行使する・しない権利とともに、挙げられているのが特徴的である。もっとも、SO の概念が出てこないことにみられるように、ノンヘテロセクシュアルとしてのレズビアン¹の権利が明確には表明されているわけではない。

(5) HERA の SR 論 (1998 年)

IWHC は ICPD と FWCW で出された文書の準備に積極的に参加していたが、その下位グループの HERA (Health, Empowerment, Rights, & Accountability) も、SR のリストをつくっていた (HERA action sheet: sexual rights; Lottes 2013:389) *。

*IWHC の HP によると、HERA の SR 文書は SRHR のシリーズの 1 つとして、IWHC によって 1999 年に出版されたとあるが、ここでは、Lottes (2013) にならって 1998 年としておく。このリストは、HERA の HP (<http://www.users.interport.net/i/w/iwhc/hera/>) に載

せられている SR についてのアクション・シートと同じ内容である。ここでは、ホームページに載せられているものを用いる。

そこでは、SR がまず「人権の 1 つの基本的な要素」であることが述べられたうえで、SR が大きくは、「心地よいセクシュアリティへの権利」と「セクシュアリティの責任ある行使にあたっての自由と自律への権利」の 2 つの本質的な要素から把握されている。そして SR の重要性が次のように記されている。「SR は対人関係内部の相互の尊重を高め、人々が、個人、パートナー、家族および社会の well-being にとって本質的である、人間間の深い親密な関係としてセクシュアリティを享受することができることを保証する。ジェンダー平等はそれゆえ、SR なしには達成されえないし、その逆もまたそうである。人権としての SR に対する尊重は、女子・女性の基本的自由を侵害し、損ないあるいは無にする女性に対する暴力の排除の基礎を提供する」。その上で、以下の SR のリストが提示されている。

- ・ 幸福、夢、ファンタジーへの権利。
- ・ 恐怖、恥じ、罪、誤った信仰および、自分の欲求の自由な表現を妨げるものから自由に自分のセクシュアリティを探索する権利。
- ・ 暴力、差別、および強制から自由に、平等、尊重および正義にもとづいた関係性の枠内で、自分のセクシュアリティを生きる権利。
- ・ 差別なしに、自分の性的パートナーを選ぶ権利。
- ・ 身体の物理的統合に対する十分な尊重を受ける権利。
- ・ 合意にもとづくセックスをする権利および、両人の十分でかつ自由な合意によって結婚する権利を含めて、性的に活動的か否かを選ぶ権利。
- ・ 自分の SO を表現することにおいて自由でかつ自律的である権利。

- ・ 生殖に関わりなく、セクシュアリティを表現する権利。
- ・ HIV/AIDS を含めて、望まない妊娠と性感染症を予防するための安全なセックスを主張し実践する権利。
- ・ 十分な範囲のセクシュアリティ、SH の情報、教育およびできるかぎり最高の質を持った守秘的なサービスへのアクセスを求める、SH への権利。

これをみてもわかるように、SO の表現の自由が明確に表現されているとともに、セクシュアリティにおける「幸福、夢、ファンタジーへの権利」が挙げられていることが、HERA では特徴的である。

（６）TARSHI の SR 論（2001 年）

Talking About Reproductive & Sexual Health Issues (TARSHI) グループは、SIECUS とコラボレートして《Common Ground Sexuality》を出版し（SIECUS 2001）、そのなかで SH と SR の原則をリスト化している（Lottes 2013: 391）。その多くは HERA と Correa と Petchesky の書いたものに負っていると言われている。

この TARSHI の SR 論では、SR における「コア価値」を Petchesky らの議論（Correa & Petchesky 1994; Petchesky 2000 など）を受けて、提起している。例えば、Correa & Petchesky（1994）では、RSR の倫理的基礎として、①身体的統合、②人格性 personhood、③平等、④ダイバーシティの尊重という４つが提起されている（107-108）。

しかし、Petchesky（2000）では、Correa & Petchesky（1994）とは異なり、これまでのフェミニズム運動の反省に立って、RSR ではなく、SR が、しかもこれまでのややもすると否定的なアプローチからではなく、その肯定的なビジョンに向けて提起されている。Petchesky（2000）は、レイプ、強制結婚、強制された奴隷、性器切除など女性とセクシュ

アル・マイノリティに対する残虐さの重大さを否定するものではないが、「時々「プライバシー」への権利や、自分の選択や願望において「一人にしておいてくれ」という権利として表現される、権利への否定的な、排他的なアプローチは、けっしてそれ自体において、もう一つのビジョンを構築するのを助けたりすることはできないし、あるいは基本的な構造的・社会的・文化的転換に至ることができない」と考えるのである。つまり、権利の否定的なアプローチで、「～からの自由」を主張するだけでは「ヘゲモニー的なグローバル市場と完全に共存できる」だけであるから、社会権的な肯定的なアプローチを視野にいれなければならないとするのである。「私の身体はわたしのもの」というフェミニストのスローガンですら、レトリックとしては力強いけれども、それが虐待からの自由を要求するとしても、しかし女性に自分の身体やその性的能力を売るように強いる経済的条件からの自由を要求しないかぎりには、ヘゲモニー的なグローバル市場と完全に共存できるだろう」（91）。

そこで SR の肯定的ビジョンに向けて、Petchesky は、新たに 5 つの倫理的原則を提起している。それは、①性のダイバーシティ、あるいは「マルチセクシュアリズム」、②住まうことのダイバーシティ（「多様な家族形態」）、③健康、④決定する自律（人格 personhood）、⑤ジェンダー平等である（91-93）。

以上の提起をふまえながら、TARSHI の SR では人権コンセプトの基礎にありセクシュアリティに関して意義のある「コア価値」として、①選択、②尊厳、③ダイバーシティ、④平等、⑤尊重が挙げられている。すなわち、

選択：自由に、強制なしに、および包括的な情報とサービスへのアクセスを持って、他者の権利を尊重しながら、自分のセクシュアリティについて選択すること。

尊厳：すべての個人は、年齢、カースト、階級、ジェンダー、指向、選好、宗教および他の地位の決定因に関わりなく、価値を持つ。

ダイバーシティ：女性と男性は彼らのセクシュアリティを、多様な仕方で表現すること、および広範な性行動、アイデンティティおよび関係性があることを受け容れること。

平等：すべての女性と男性は等しく尊重と尊厳に値するものであり、性的な well-being を得るための情報、サービスおよびサポートへのアクセスをもつべきである。

尊重：すべての女性と男性は、彼らの性の選択とアイデンティティがどんなものであれ、尊重され配慮される権利を与えられている。

ここでは「すべての個人の尊厳」で「ジェンダー、指向、選好」が挙げられていることは重要である。明確ではないにしろ、レズビアンの尊厳が含意されているからである。そして SR として次の 7 つの権利が示されている。ただ、この SR 論では、Petchesky の提起したような社会権的な視点は見られない。

- ・ 感染、病気、望まない妊娠の恐れあるいは傷つけられる恐れなしに、性的快楽を楽しむ権利。
- ・ 性的表現への権利および、自分の個人的、倫理的および社会的な価値と一致した性的決定を行う権利。
- ・ SRH のケア、情報、教育およびサービスを受ける権利。
- ・ 身体的統合への権利、および性的に活動し十分な同意を持って関係を結ぶかどうか、いつ、どのように、誰とそうするかどうかを選ぶ権利。
- ・ 結婚を含めて、十分でかつ自由な合意を持って、強制なしに関係を結ぶ権利。
- ・ SRH ケアサービスを探すにあたってプライバシーへと守秘性への権利。
- ・ 差別なしにおよび生殖に関わりなく自分のセ

クシュアリティを表現する権利。（Lottes 2013: 391 より）

以上の 3 つの SR に対するフェミニズムのアプローチを比較してみると（表 1）、第 1 に、生殖に関わりなくセクシュアリティを自由に探求し表現し行使する権利、性的快楽を楽しむ権利、同意にもとづく性的関係への権利などは、3 者に共通している。第 2 に、SO を明確に表現しているのは、HERA だけであり、TARSHI では曖昧に表現されている。第 3 に、WGNRR ではセクシュアリティを行使する・しない権利を含めて女性が尊厳される権利が強調されている点が特徴的であるのに対して、HERA では「幸福、夢、ファンタジーへの権利」が独自に掲げられているし、TARSHI ではコア価値が提起されている。また後 2 者ではプライバシーの権利を含めて、SRH のケア、情報、教育およびサービスを受ける権利が主張されている点で共通している。だが、全体として、自由権的な発想が支配しており、社会権的な発想は見られない。

3. SR への LGBT アプローチ

ところで、SR を求める運動は、とりわけ LGBT 当事者から早くから提起されていた。そこで、ここでは LGBT 当事者にとって重要な文書を見ていく。

（1）トゥーネン対オーストラリア事件の判決（1994 年 3 月）

まず確認すべきは、1994 年にすでに国連自由権規約人権委員会が SO にもとづく差別を人権侵害としていたことである。それが 1994 年のトゥーネン判決である。

それは、オーストラリア・タスマニア州のタスマニアゲイ法改革グループの指導的メンバーであるニコラス・トゥーネンがオーストラリアによって市民的及び政治的権利に関する国際規約（「自由権規約」）の第 2 条 para.1、

17条および26条*の侵害の犠牲者であると国連自由権規約人権委員会に告発したことに始まった。すなわち、私生活での同意した大人のホモセクシュアル男性間のあらゆる形態の性的接触をふくめた、男性間のさまざまな性的接触を罰するタスマニア刑法 122 項 (a) (c) および 123 項を告発したのである。これを受けて、1994 年 3 月 31 日に、自由権規約人権委員会は、①タスマニア刑法 122 項 (a) (c) および 123 項はトゥーネンの私生活に干渉していること (CCPR/C/50/D/488/1992; para. 8.2)、②ICCPR の第 2 条 para.1 と第 26 条における「性」には「SO」も含まれるものと解釈されること、③それゆえトゥーネンの効果的な救済はタスマニア刑法の当該条項を撤廃することであることを確認した。この「革新的な判決」(Saiz 2004: 49)によって、SO にもとづく差別が、自由権規約の履行監視機関によって人権問題として取り扱われることになった。

*第 2 条の 1「この規約の各締約国は、その領域内にあり、かつ、その管轄の下にあるすべての個人に対し、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等によるいかなる差別もなしにこの規約において認められる権利を尊重し及び確保することを約束する」。第 17 条「1 何人も、その私生活、家族、住居若しくは通信に対して恣意的に若しくは不法に干渉され又は名誉及び信用を不法に攻撃されない。2 すべての者は、1 の干渉又は攻撃に対する法律の保護を受ける権利を有する」。第 26 条「すべての者は、法律の前に平等であり、いかなる差別もなしに法律による平等の保護を受ける権利を有する。このため、法律は、あらゆる差別を禁止し及び人種、皮膚の色、性 sex、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等のいかなる理由による差別に対しても平等のかつ効果的な保護をすべての者に保障する。」

(2) FWCW に向けたゲイ・レズビアン声明

SR を求めて先頭に立ったのは、レズビアン

や人権グループであった。例えば、1994 年 3 月には、ラテンアメリカとカリブのレズビアンたちがペルーのリマで会合を持ち、声明を出している。そこでは、レズビアンとホモセクシュアルに対する差別と抑圧の現状をふまえて、SO の自由と、すべての女性およびレズビアンの経済的、社会的、政治的および文化的権利を含めた市民の権利を、国連諸機関に求めている (Latin American and Caribbean Lesbians Satellite Meeting Statement. Rosenbloom ed. 1995: 245-248)。

また、IGLHRC (国際ゲイ・レズビアン人権委員会: 1990 年創立) などは、国連ヨーロッパ経済委員会 (ECE) の FWCW に向けての準備会議に合わせて 1994 年 10 月 17~21 日にオーストリアのウィーンに集い、ECE とヨーロッパと北アメリカの政府に向けて、声明を出している (Statement of the International Gay and Lesbian Human Rights Commission, the International Lesbian Information Service, and the National Center for Lesbian Rights. Rosenbloom ed. 1995: 249-253)。そこでは、FWCW が「レズビアンの権利は女性の人権の基本的構成要素であること」を確認するよう求めるとともに、ECE の諸政府に以下の問題を検討することを求めている。①「ナイロビ将来戦略」の誤りを認めて、レズビアンが世界で被っている人権侵害に取り組むこと、②レズビアン問題を世界会議のアジェンダに載せること。その上で、ECE の (FWCW に向けた) ハイレベルの準備会議に対して、以下の不十分な状況を改善することを勧告している。①女性の人権の促進が不十分なこと、②貧困の女性化、③雇用へのアクセスにおけるジェンダー平等と、雇用と家族生活を両立させる政策と措置が不十分なこと、④公共生活への女性の参加が不十分なこと。

同時に、IGLHRC は、1994 年秋に、「セクシュアリティを世界女性会議のアジェンダに載せる」ことを求める請願書を組織した。それは、加盟国に「自分の SI を決定する権利、

自分自身の身体を、とくに親密な関係においてコントロールする権利、そして、子どもを産むかどうか、いつそして誰と一緒に子どもを産むかあるいは育てるかを選択する権利を、SOに関わりなく、すべての女性の人権の基本的構成要素として承認する」(Put Sexuality on the Agenda at the World Conference on Women. Rosenbloom ed. 1995: 239-242.なお Girard 2004: 331 参照) ことを求めた。

こうした動きを背景にして、先の ECE 準備会議は「地域行動綱領：変化しつつある世界の中の女性—ECE の視点からの行動要求 (Regional Platform for Action: Women in a Changing World - Call for Action from an ECE Perspective)」(Doc.E/CN.6/1995/5/Add.4)を出す。ここでは SO は 1 か所 (para.2 (a))、SR は 2 か所 (para.27、86) に出てくる。女性の人権条項である para.2 (a) では、以下のように書かれている。

女性の人権は、普遍的な人権の譲渡し得ない、不可欠なそして分割し得ない一部であって、人生のサイクル——子ども期、青少年期、大人期および老人——のすべての段階において促進され、守られ実現されねばならないし、さらに、多くの女性がその人種、言語、エスニシティ、文化、宗教、SQ、障害、社会経済的階級、あるいは現地の人々、移民、故郷を追われた人々ないしは難民としての地位といった要因のゆえに余計なバリアに直面することを認めて、女性のあふれるほどの多様性を反映しなければならない。

また SR のほうは、両 para.とも RR とペアで扱われている。para.27 と 86 は以下の通りである。

27. 人間のセクシュアリティとジェンダー関係は緊密に相互に関連しており、女性と男性が SH を達成し維持し彼らの生殖に関わる生活に対処することができることに互いに影響を及ぼし合う。

人間の身体の物理的な統合に対する十全な尊重を含めての、女性と男性間の平等な関係は、相互の尊重、および性行動の結果に対する責任を喜んで引き受けることを必要とする。この点で、女性の RR と SR はしばしば尊重されないし、時にはまだ承認されていない。

86. 政府および非政府組織は、性的関係と生殖に関して女性と男性間の平等な関係を、適切に促進しなければならない。政府は、すべての人間が人間の身体の物理的な統合を十全に尊重される権利が実行されることを保証しなければならない。この点で、政府は、女性の RR と SR が十全に承認され尊重されることを保証するための措置をとらねばならない。

ここでは、SR が登場しても、それはまだ RR とセットになって扱われており、それ自体として独自の意義を持つものとは自覚的にとらえられていない。そのことは、この文書がまだヘテロセクシュアリティを前提としたものであり、LGBT を十分には視野に入れていないことを意味している*。

*後述するように、この点について Corrêa, Petchesky & Parker (2008) は批判的に総括している。

(3) 国際ジェンダーの権利宣言 (1996 年)

こうしたゲイ・レズビアン動きとは別に、「国際ジェンダーの権利宣言」(The International Bill of Gender Rights: IBGR) が、トランスジェンダーの人たちによって出される。この宣言は 1996 年 7 月 4 日にテキサス州ヒューストンで開催された第 6 回トランスジェンダー法と雇用政策に関する国際会議 (International Conference on Transgender Law and Employment Policy、以下 ICTLEP) において「ジェンダーの自由宣言」(the Declaration of Gender Liberty) とともに採択されたものである (Frye 2000) *。

*この宣言は Currah et.al. (2006: 328-331) および Frye

(2000) に付録として添付されている。

この文書は、トランスジェンダーの人々の基本的人権を明確に表現しようとした2つの文書に由来している。JoAnn Roberts は 1991 年に「ジェンダーの権利宣言 Bill of Gender Rights」を起草し広めていたが、これとは別に Roberts の努力も知らずに、Sharon Stuart は 1 人で作業し、1991 年の国際ジェンダー教育財団 (International Foundation of Gender Education) の年次総会ニュースレターにおいて、「ジェンダーの権利宣言 Gender Bill of Rights」の提案を公表した。1992 年 8 月の ICTLEP 第 1 回年次総会に従って、Stuart は自分の提案と Roberts のものも組み入れ拡大した「ジェンダーの権利宣言」を起草し始めた。1993 年 8 月の ICTLEP 第 2 回年次総会で示された第 1 草案は委員会で大幅に修正された。IGBR は ICTLEP の 1994 年、1995 年、1996 年の年次総会で Stuart のリードで再検討され修正されていた (Currah et.al. 2006: 327)。

以下に、「国際ジェンダーの権利宣言」を載せておく。

国際ジェンダーの権利宣言

1. GI を定義する権利

すべての人間は、自分自身のうちに、自分は誰かおよび自分が何を達成しうるかについての永続的に展開する考えをもつ。個人の自己観念 sense of self は染色体の性、生殖器、割り当てられた誕生時の性、あるいは最初のジェンダー役割によって決定されるものではない。こうして、個人のアイデンティティと能力は、社会が男性的ふるまいだとか女性的ふるまいだとか考えるものによって制限されない。個人が、自分自身の GI を、染色体の性、生殖器、割り当てられた誕生時の性、あるいは最初のジェンダー役割に関わりなく、自分の人生が展開するままに定義し、そして再定義する権利を持つことは基本的なものである。

それゆえ、すべての人間には、自分自身の GI を、染色体の性、生殖器、割り当てられた誕生

時の性、あるいは最初のジェンダー役割に関わりなく、定義する権利がある。

2. GI を自由に表現する権利

自分自身の GI を定義する権利があるとすれば、すべての人間には、それに照応して彼らの自己定義された GI を自由に表現する権利がある。

それゆえ、すべての人間には、彼らの自己定義された GI を自由に表現する権利がある、そしてさらには、どんな個人も、自己定義された GI の表現によって人権ないしは市民権を否定されない。

3. 雇用を確保し維持し、公正な補償を受ける権利

現代社会の経済構造を考えれば、すべての人間には、自分自身と自分の依存している人々に、住居、食物、生活の必需品と補助金を供給する手段として、職業訓練を行いそれを追及する権利がある。さらには、すべての人間には GI、染色体の性、生殖器、割り当てられた誕生時の性、あるいは最初のジェンダー役割に関わりなく、雇用を確保し維持し、自分の労働に対する公正な補償を受け取る権利がある。

それゆえ、個人は、GI、染色体の性、生殖器、割り当てられた誕生時の性、あるいは最初のジェンダー役割によって、あるいは自己定義された GI ないしはその表現ゆえに、職業訓練をしそれを追及する権利を否定されないし、また、雇用を確保し維持する権利も、自分の労働に対する公正な補償も否定されない。

4. ジェンダー化された空間にアクセスしジェンダー化された活動に参加する権利

自分自身の GI を定義する権利およびそれに照応した、自己定義された GI を自由に表現する権利があるとすれば、いかなる個人も、染色体の性、生殖器、割り当てられた誕生時の性、あるいは最初のジェンダー役割に一致しない自己定義された GI によって、空間へのアクセスや活動への参加を否定されるべきではない。

それゆえ、いかなる個人も、染色体の性、生

生殖器、割り当てられた誕生時の性、あるいは最初のジェンダー役割に一致しない自己定義された GI によって、空間へのアクセスや活動への参加を否定されない。

5. 自分自身の身体をコントロールし改造する権利

すべての人間には、自分の身体をコントロールする権利があるが、これには自己定義された GI を表現するために自分の身体を化粧で、化学的に、外科手術で改造する権利が含まれる。

それゆえ、個人は、自己定義された GI を表現する手段として、自分に身体を改造する権利を否定されない、そしてさらには、個人は、自分の身体を化粧で、化学的に、あるいは外科手術で改造したことのゆえに、人または市民の権利を否定されない。

6. 満足のゆく competent 医療のケアないしは専門的なケアへの権利

自分自身の GI を定義する権利、および自己定義された GI を表現する手段として自分自身の身体を改造する権利があるとすれば、いかなる個人も、個人の染色体の性、生殖器、割り当てられた誕生時の性、あるいは最初のジェンダー役割にもとづいた満足のゆく医療のケアないしは専門的なケアへのアクセスを否定されるべきではない。

それゆえ、個人は、自分の身体を化粧で、化学的に、あるいは外科手術で改造しても、染色体の性、生殖器、割り当てられた誕生時の性、あるいは最初のジェンダー役割にもとづいた満足のゆく医療のケアないしは専門的なケアへの権利を否定されない。

7. 不本意な精神医学的な診断と治療からの自由への権利

自分自身の GI を定義する権利への権利があるとすれば、個人は不本意な精神医学的な診断や治療に従うべきではない。

それゆえ、個人は、自己定義された GI やその表現のゆえに、精神障害、精神不安あるいは精神病という不本意な精神医学的な診断や治療

に従わない。

8. 性表現への権利

自己定義された GI への権利があるとすれば、同意する大人には誰にも、それに応じた自由な性表現への権利がある。

それゆえ、いかなる個人の個人ないしは市民の権利は SO のゆえに否定されない、そしてさらに、いかなる個人も、同意する大人の間での私的な性行為をつうじて自己定義された GI を表現する人ないしは市民の権利を否定されない。

9. 献身的な愛情関係を築き婚姻契約を結ぶ権利

すべての人には、自己定義された GI を自由に表現する権利があり、そしてジェンダー表現の一形態としての性表現への権利があるとすれば、すべての人には、彼ら自身のあるいは彼らのパートナーの染色体の性、生殖器、割り当てられた誕生時の性、あるいは最初のジェンダー役割に関わりなく、お互いに献身的な愛情関係を築き、婚姻契約を結ぶ相応した権利がある。

それゆえ、個人は、彼ら自身のあるいは彼らのパートナーの染色体の性、生殖器、割り当てられた誕生時の性、あるいは最初のジェンダー役割によって、あるいは自己定義された GI の表現のゆえに、お互いに献身的な愛情関係を築く権利ないしは婚姻契約を結ぶ権利を否定されない。

10. 子どもを妊娠し、産みあるいは養子にする権利；子どもを養育し子どもを監督する権利および親の資格 capacity を行使する権利

自己定義された GI を表現する権利および性表現の権利とともに、お互いに献身的な愛情関係を築き、婚姻契約を結ぶ権利があるとすれば、個人には、染色体の性、生殖器、割り当てられた誕生時の性、あるいは最初のジェンダー役割に関わりなく、あるいは自己定義された GI やその表現によって、子どもを妊娠し産み、養子にし、子どもを養育し子どもを監督し、そして、その子が血縁のあるいは養子縁組の子であれ、子どもを尊重して親の資格を行使する権利があ

る。

それゆえ、個人は、彼ら自身の、彼らのパートナーの、彼らの子どもの、染色体の性、生殖器、割り当てられた誕生時の性、あるいは最初のジェンダー役割にゆえに、あるいは自己定義された GI やその表現によって、子どもを妊娠し産み、養子にする権利も、また子どもを養育し子どもを監督する権利も、またその子が血縁のあるいは養子縁組の子であれ、子どもを尊重して親の資格を行使する権利も否定されない。

このように、IGBR は、①女性に認められてきた権利をトランスジェンダーに拡張するとともに、②トランスジェンダー固有の権利として「不本意な精神医学的な診断と治療からの自由の権利」を主張し、③雇用確保の権利、社会的活動への参加などの社会的権利を求めている。

（４）モンリオール宣言（2006 年 7 月）

LGBT を対象とした総合競技大会であるワールドアウトゲームズ（World outgames）が、2006 年 7 月 26～29 日にカナダ・モンリオールで初めて開催され、その最終日に、「レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダーの人権についてのモンリオール宣言」（Declaration of Montreal on Lesbian, Gay, Bisexual and Transgender Human Rights、以下「モンリオール宣言」）が採択されている*。この「モンリオール宣言」は、裁判官、政治家、研究者、NGO 活動家など 25 人から構成された同会議専門家委員会により起草され、各国政府に対して、インターセクシュアルを含めた LGBT の権利の保障を求めている。そして、この宣言が、「ジョグジャカルタ原則」（2006 年）の成立につながっていくことになる。

*<http://www.gayjapannews.com/news2006/news307.htm> に山下梓仮訳がある。

この宣言は「前文」、「1. 基本的権利」、「2. グローバル・イシュー」、「3. 多様な LGBT コミュニティ」、「4. 社会への参加」、「5. 社

会的変革を起こす」から構成されている。そして、先にも触れたが、この宣言で使用されている LGBT の概念のうちにインターセクシュアルも含めており、それらの人々の人権を国連、各国政府、諸機関、企業に求めている。

「前文」では、この宣言を出さざるを得ない LGBT の現状が次のように記されている。

「世界は、個々の人間が異なる性、人種あるいは民族的出自および宗教をもつこと、およびこれらの差異が尊重され差別の理由として用いられてはならないことを徐々に受け容れてきた」のに、「大部分の国々は、人間の多様性 diversity の他の 2 つの局面、すなわち、人々は異なる SO と異なる GI を持つこと、および 2 人の女性または 2 人の男性が、互いに恋に落ちることがあること、および、女性として、男性として、またはそのどちらでもないある個人 person のアイデンティティは、必ずしも生まれ落ちた身体類型によって決定されるものではないこと、を受け容れていない」。こうした日常的な現実を前に、本宣言は、「われわれが必要とする諸変革を列挙し説明すること、そしてグローバルな行動のための指針 agenda をうちたてること」を目的としている。

そのためにまず何よりも LGBT の基本的権利を確保し、保護することが求められ、3 つの基本的権利が挙げられている。①国家と私人の暴力からの保護、②表現、集会および結社の自由、③（私的な、同意にもとづく大人の）同性間で性行動する自由、である。①では、9 か国での同性愛による死刑や憎悪による犯罪、インターセクシュアルの個人が、身体的性別特徴の厳格な二元的なモデルに一致させるよう計画された不必要な生後手術に由来する性器切除という形態での特定の形態の暴力を被っていることなどが告発されている。また③では、世界の 3 分の 1 以上の 75 カ国で同意した同性の大人間の性行為が処罰されているが、これは、国際人権水準下では、1994 年のトゥーネン判決によって承認されたように、ブラ

イバシー権の侵害であり、また LGBT 個人の平等な尊厳と価値を承認することを拒否する差別であることが指摘されている。そして、同意にもとづく大人の同性間の性行為を犯罪とする法律の廃止や、性器手術を理解し同意するのに十分な年齢ではない場合のインターセクシュアルの人に対する性器手術の禁止を要求している。

「2. グローバル・イシュー」では、世界のあらゆる文化と地域にあり続けている LGBT のアイデンティティや慣習的行動は、「人間の条件の一部」であることを確認したうえで、グローバル・イシューとして、①HIV/AIDS の流行、②難民保護、③移民の問題が挙げられ、これらの問題での LGBT の権利保障を求めている。具体的には、①政府は、LGBT の人権を HRC の協議事項 agenda にのせ、HRC と他の国連諸機関にその仕事の通常部分として LGBT の人権と取り組むよう指示を与える文書の採択のために働くこと、②ILGA に対する ESC の協議資格付与拒否に絡んで、ILGA と他の LGBT 組織が、HRC と協議する権限を与えられている他の多くの NGO の間でふさわしい地位を認められること、③HRC と他の国連条約機関は、LGBT の人権の体系的な監視をその仕事に統合すること、④弁護士、人権機関および NGO は、LGBT 個人のどの人権が現存する国際人権条約により保護されているのか、そしてこれら条約が与える保護のうちにギャップがあるのかどうかを研究し続けること、などを求めている。とくに④では、こうした研究によって「あらゆる形態の SOGI 差別撤廃に関する国連条約」が議論されるよう展望している。

「3. 多様な LGBT コミュニティ」では、「すべての人に開かれ、誰にも公平な機会を提供する LGBT コミュニティ」を創造するために、とくに自分たちのコミュニティ内部にもあるセクシズムや人種主義、アジア、アフリカ、ラテン・アメリカ、東ヨーロッパ LGBT 人権

活動などに反省が加えられている。とくにセクシズムの克服についてはフェミニズム運動とのいっそうの協力の必要性を含めて、次のように述べられている。

われわれの運動内部における女性の不平等な地位は、世界全体における男女間のいまだ不平等な力関係を反映している。過去数十年にわたって達成された進歩にもかかわらず、女性はまだ「第二の性」であり、レズビアン女性も例外ではない。それゆえにわれわれは、女性運動とのいっそうの協力を模索し、われわれの共通の立場を強調しなければならない。その共通性とは、自分自身の身体をコントロールし、われわれ自身の性を生きる生き方を選択する権利である。われわれの合同の目標は、女性と男性に割り当てられた固定した役割の厳格性およびヘテロセクシュアル男性の規範と利害の支配に挑戦することである。この合同目標は、周縁的なものではなく、LGBT 人権運動の中核的本務の部分である。

「4. 社会参加」では、まずこれまでの LGBT の人権の成果（精神病の公式リストからの同性愛の削除、差別的刑法を撤廃した多数の国、SO を明記した新しい憲法上の平等規定等々）を確認しうえて、社会参加のために次のことを求めている。①すべての政府は、社会のあらゆるセクターにおける SOGI 差別に反対する包括的政策を作成し実行すること、②この反差別政策が、国家による LGBT の二流市民的扱いをやめる法的平等ならびに、私的当事者の部分を含めた社会全体における差別と偏見に闘う社会的平等に焦点を当てたものであること、等々。その上で、部門別に、①雇用やビジネスにおける公平な機会、②LGBT の人々が関係と家族を築く権利の保障、③教育、メディア、ヘルスケア、宗教における LGBT の人権保障が求められている。学校でいえば、学校カリキュラムに LGBT の人権に関する授業を含めることや、LGBT の生徒と教師に対する

脅迫と暴力と闘う行動をとることを求めている。また性別再適合に必要な治療の許可、それに対する財政支援、トランスジェンダーの人が法的性別を彼らの GI に相応するよう変更するのを許す法改正を求めている。

最後に「5. 社会変革」では、LGBT に平等な権利をもたらす法的・政治的・社会的変革は LGBT のみならずすべての人の利益にかなうという視点から、LGBT 人権運動と、われわれのビジョンとゴールを分かち合う他のグループ・組織との連携・協力を訴え、5月17日*を「国際反ホモフォビアの日」として承認し促進することを求めている。

*フランスの Louis-Georges Tin が提案して 2005 年に始まり、今日では「国際反ホモフォビア・トランスフォビアの日」(International Day Against Homophobia and Transphobia: IDAHO) として国際的に普及しつつある。この日は、WHO が同性愛を国際疾病分類から削除した 1990 年 5 月 17 日を記念している。

（５）ジョグジャカルタ原則（2006 年 11 月）

「ジョグジャカルタ原則」は正式名称「性的指向とジェンダー・アイデンティティに関して国際人権法を適用することに関する原則」

(Principles on the application of international human rights law in relation to sexual orientation and gender identity) で、2006 年 11 月 6 日～9 日に Sonia Corrêa、Paul Hunt、Alice Miller ら国際法律家委員会や元国連人権委員会メンバーらがインドネシア・ジョグジャカルタにあるガジャ・マダ大学に集った国際会議で採択された。この原則は 2007 年 3 月 26 日に国連 HRC でも承認されている。

この「ジョグジャカルタ原則」では、SR はその前文で 1 か所、SOGI と並んで出てくる。すなわち「SR、SOGI に対する尊重は男女間の平等の実現に不可欠である」と述べられている。このようにこの原則では SR が《SOGI》と同列で扱われ、この箇所以外ではもっぱら《SOGI》や《SO あるいは GI》とい

う用語が使用されている。また前文で SO と GI が定義されている。すなわち、SO は、「異なるジェンダーあるいは同じジェンダーあるいは一つ以上のジェンダーもった個人に対する深い情緒的・好意的・性的魅力に対する各人の受容能力 capacity、およびそれらの個人との親密で性的な関係」を指すものとされ、GI は、「個人的な身体感覚（自由に選べるならば、医学的、外科的手段やその他の手段で身体的外見や機能を変更することも含む）および服装、話しかた、振る舞いを含めたジェンダーの他の表現を含めて、誕生時に割り当てられた性別と一致するかしないかにかかわらず、ジェンダーについて各人に深く感じられた内的で個人的な経験」を指している。ここで注意すべきは、SO では男か女だけではなくさまざまなジェンダーを持った個人への性的関係を意味しており、GI ではジェンダーに関する内的で個人的な経験を意味していることである。

さて、前文では、この原則を出した現状認識が次のように述べられている。すなわち、「万人は尊厳と権利において自由で平等に生まれ、誰もが……人権を享受する権利がある」のに、「SO や GI のゆえに世界のあらゆる地域において、そうした人々に対して暴力、ハラスメント、差別、排除、スティグマ化および偏見が向けられていること、これらの経験がジェンダー、人種、年齢、宗教、障害、健康および経済的地位を含む理由にもとづいた差別によって悪化させられていること、そしてこのような暴力、ハラスメント、差別、排除、スティグマ化および偏見がこれらの虐待にさらされている人々の統合性と尊厳を傷つけ、彼らの自己価値感とコミュニティへの帰属感を弱めて、多くの人々が彼らのアイデンティティを隠したり抑圧して、恐怖と不可視性の生を生きるようにさせて」おり、また「歴史的に、人々は、レズビアン、ゲイあるいはバイセクシュアルであるあるいはそう受け取られるという理由で、同じジェンダーの人々

との同意にもとづく性行為という理由で、あるいはトランスセクシュアル、トランスジェンダーあるいはインターセックスである、あるいは特定の社会において SO や GI によって同定された社会グループに属している、あるいはそう受け取られるという理由で、これらの人権侵害を被ってきた」。

そのうえで、「国際人権法はすべての人権、市民的、文化的、経済的、政治的および社会的権利の十全な享受に関して、差別の絶対的な禁止を課していること」、「SR、SO および GI に対する尊重は男女間の平等の実現に不可欠であること」、「国家は、ある性の優劣の考えにもとづいたあるいは男女のステレオタイプ化された役割にもとづいた偏見と習慣を排除しようとする手段をとらねばならないこと」、さらに、「国際社会は、SRH をふくめたセクシュアリティに関する事柄を、強制、差別および暴力なしに自由にかつ責任をもって決定する権利が人々にあることを承認してきたこと」をふまえて、国際人権法が「多様な SOGI をもった人々の生活と経験」に適用しうるものとするために、「あらゆる SOGI をもった人々」の権利が、29 の原則として包括的に掲げられ、それぞれの権利に対する国家の義務が明記されている。

29 の原則とは、「人権の普遍的享受への権利」、「平等と差別されない権利」、「法の前で承認される権利」、「生命への権利」、「個人の安全への権利」、「プライバシーへの権利」、「自由 liberty の恣意的剥奪から自由である権利」、「公平な裁判を受ける権利」、「勾留中に人間性をもって取り扱われる権利」、「拷問および残酷、非人間的、あるいは侮辱的な扱いや処罰とから自由である権利」、「あらゆる形態の人間の搾取、競売および売買から保護される権利」、「働く権利」、「社会保障およびその他の社会的保護措置を受ける権利」、「適切な生活水準への権利」、「適切な住居を得る権利」、「教育への権利」、「到達可能な最高水準の健

康への権利」、「医学的濫用からの保護」、「意見と表現の自由の権利」、「平和的集会と結社の自由への権利」、「思想、良心及び信教の自由への権利」、「移動の自由への権利」、「避難所を探し求める権利」、「家庭を築く権利」、「公的生活に参加する権利」、「文化的生活に参加する権利」、「人権を促進する権利」、「効果的な解決と賠償への権利」、「責任追及の権利」である。その際重要なのは、「各人の自己定義された SOGI はその個人の人格性に不可欠なものであり、自己決定、尊厳および自由の最も基本的な局面の一つである」（第3原則）ことがその核として強調されていることである。

最後に、「追加の勧告」として、国連人権高等弁務官、HRC、HRC 特別報告官、国連 ESC、国連人権条約機関や公的機関に対して、「あらゆる SOGI をもった人々」の権利の実現に関して責任を持つよう勧告している。例えば、HRC に対しては、「HRC は当原則の国家の遵守を促進する目的で、当原則に賛同し、SO や GI にもとづいた人権侵害を実質的に考慮する」ことを求めている。

このように、「ジョグジャカルタ原則」は、「モントリオール宣言」を継承して、LGBT の人権を国際人権法の水準下で展開し、国連・各国政府にその人権の実現を求めている。

（6）SOGI に関する宣言（2008 年）

「モントリオール宣言」や「ジョグジャカルタ原則」に後押しされ、2008 年 18 日に、SOGI にもとづく人権を確認する「SOGI に関する宣言」（UN declaration on sexual orientation and gender identity）が、世界人権宣言 60 周年を迎えて、はじめて国連総会に提出・議論された。しかし、日本を含む世界の 66 カ国は賛成したが、アラブ諸国やバチカン市国などの反対にあって採択することはできなかった。

この宣言は、明らかに「ジョグジャカルタ原則」の文言にもとづきながら、また世界人権宣言を含む既存の国際人権文書（「経済的、

社会的及び文化的権利に関する国際規約」2条、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」26条、2008年6月3日の米州機構総会「人権、SOとGI」に関する決議）を基礎にしながら作成されている。以下にその宣言を掲載しておく。

SOGIに関する宣言

1. われわれは、今年60周年を迎えた世界人権宣言——その第1条は「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利において平等である」と宣言している——において示されているように、人権の普遍性の原則を再確認し、
2. われわれは、世界人権宣言2条と、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約の2条、ならびに市民的及び政治的権利に関する国際規約の26条に謳われているように、すべての人が人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的その他の意見、国民的もしくは社会的出身、財産、出生またはその他の地位といったいかなる種類の差別もなしに、人権を享受する権利を有していることを再確認し、
3. われわれは、SOやGIに関わらず、人権がすべての人間に平等に適用されることを求める非差別の原則を再確認し、
4. われわれは、SOやGIにもとづく人権と基本的自由の侵害を深く懸念し、
5. われわれは、また、世界のすべての国で、SOやGIのゆえに暴力、ハラスメント、差別、排除、スティグマ化および偏見が人々に対して向けられていること、そして、これらの行いが、これらの虐待にさらされた人々の統合性と尊厳を傷つけていることを憂慮し、
6. われわれは、それがどこで起ころうとも、SOやGIにもとづく人権侵害、特にこの理由での死刑、超法規的、略式の、恣意的な処刑、拷問およびその他の残忍で非人間的な侮辱的扱いまたは処罰、恣意的逮捕や拘束および健康に対する権利を含む経済的・社会的・文化的権利の剥奪を非難し、
7. われわれは、HRC代表に対し理事会の適切な将来のセッションでこれらの侵害を議論するための機会を設けるよう求めた、2006年に54カ国がHRCに提出した声明を想起し、
8. われわれは、これらの問題に対してHRCと条約機関の特別な措置によって払われた注意を賞賛し、それらの機関がその適切な権限のうちで、SOやGIにもとづく人権侵害の考慮を集約し続けるよう促し、
9. われわれは、第38会期中の2008年6月3日に米州機構総会が「人権、SO、およびGI」に関する決議（Resolution AG/RES. 2435 (XXXVIII-O/08)）*を採択したことを歓迎し、
10. われわれは、すべての国と関係する国際人権機構に対して、SOGIに関わらず、すべての人の人権を促進し保護するように献身するよう求め、
11. われわれは、各国に対し、SOやGIが、いかなる状況下であっても刑罰、特に死刑、逮捕や拘束の理由とならないよう、あらゆる必要な措置、特に立法的または行政的な措置を講じることを強く求め、
12. われわれは、各国に、SOやGIにもとづく人権侵害が調査され、加害者が責任を問われ、裁判にかけられることを保証するよう強く求め、
13. われわれは、各国に対し、人権活動家の適切な保護を確保し、人権活動家が人権とSOGIの問題について活動するのを妨げる障害を除去するよう強く求める。

*米州機構（Organization of American States, OAS）「人権、SO、およびGI」に関する決議では、世界人権宣言、「人の権利および義務についての米州宣言」、「米州機構憲章」（いずれも1948年）をふまえて、「SOGIを理由とした個人に対する暴力行為および関連した人権侵害に関する憂慮」が表明されている。

その後、HRCは2011年6月17日に、2011年12月までに世界におけるSOGIにもとづいた個人に対する差別法および暴力の日常行動

と行為とを調査することを求める決議を採択している (A/HRC/17/L.9/Rev.1)。そのレポート「SOGI にもとづいた個人に対する差別法および暴力の日常行動と行為」は、2011 年 11 月 17 日に国連人権高等弁務官レポートとして出されている (A/HRC/19/41)。さらに、2014 年 9 月 26 日には、HRC は SOGI に関する第 2 回決議を採択している (A/HRC/27/L.27/Rev.1)。

4. 国連人権機関における SR への取り組み

国連は SR という用語をまだ正式には使っていない。しかし、国連の人権関連機構、例えば CEDAW、CRC、CESCR などは SOGI という用語でそれを取り上げてきた。以下、これら人権機構の取り組みをその決議、一般的所見、一般的勧告などを中心にみておく。

(1) Hunt レポート (2004 年)

すでに池谷 (2014) でも指摘したように、国際的に SR の議論を進めるうえでひじょうに大きなインパクトを与えたのが ESC に提出された特別報告 (Hunt 2004) である。そこで、Hunt の議論をやや詳しく検討しておく。

Hunt は、ここで 2003 年の CHR の決議「誰もが到達可能な最高水準の心身の健康を享受する権利」(Commission on Human Rights resolution 2003/28: The right of everyone to the enjoyment of highest attainable standard of physical and mental health. <http://www.refworld.org/docid/43f3132e0.html>) の para.6 の「SRH は、誰もが到達可能な最高水準の心身の健康を享受する権利の不可欠な要素である」という命題の決定的な意義を明らかにしようとしている。

まず、Hunt は ICPD と FWCW の到達点として、6 点を指摘している (para.51~56)。第 1 に、この両会議が確認したことは、次の点である。①多数の人権は、SRH と直接に関係している (ICPD para.7.3)、②「RR がある」(ICPD chapter VII)、③「最高水準の SRH をえる権利」がある (ICPD para.7.3)、④SH と RH は緊密に関係しているが、しかしはっきりと異なる人

間の well-being の次元である (ICPD para.7.2)。だが、第 2 に、「両会議は SH を RH とはつきりと異なるものとして認めているのに、はつきりと明確には SR を RR とは異なるものとして認めなかった」。

第 3 に、両会議は SH について短い定義を与えた。すなわち、それは「生活と個人的関係の増進であって、たんに生殖と性感染症に関連したカウンセリングとケアではない」

(ICPD para.7.2, FWCW para.94)。この定義に対して、Hunt は、もっと十全な SH の定義を提起する。すなわち、それは「セクシュアリティに関連した身体的、情動的、精神的および社会的な well-being の状態であって、たんに病気、機能不全ないしは病弱のないことではない。SH は、セクシュアリティと性的な関係に対する肯定的で尊重したアプローチ、ならびに、強制、差別および暴力から自由に快樂のある安全な性的経験を持つことの可能性を求める」(para.53)。

第 4 に、「セクシュアリティはすべての人間の特徴である。それは個人のアイデンティティの基本的なアспектである。それはある人が誰かを定義するのに役立つ」。ここから Hunt は「基本的な人権の原則ならびに現存する人権規範の正しい理解は、不可避免的に人権としての SR の承認に至ること」、そして「SR には、他者の well-being と権利をしかるべく配慮しながら、迫害の恐怖、自由の否定あるいは社会の干渉なしに、すべての人が自分の SO を表現する権利が含まれる」(para.54) ことを確認している。

第 5 に、SH と SR ならびに RH と RR を適切に理解しなければならない*。すなわち、SR の内容は「SH への権利と RH への権利」であり、しかも、「セクシュアリティの多くの表現は、非生殖的なものであるから、SH への権利を含む SR を RR と RH に包摂することは見当違いであること」(para.55) である。

*注 34 で Hunt は、この主題に関する学問的文献とし

て、Rebecca Cook, Bernard Dickens and Mahmoud Fathalla、Reproductive Rights and Human Rights: Integrating Medicine, Ethics and Law, Clarendon Press, 2003 また SR に関しては、Miller (2000) を挙げている。

第 6 に、以上のことを併せ考えると、「SRH への権利には、不寛容、ジェンダー不平等、HIV/AIDS および地球上の貧困に対する闘争において果たすべき不可欠な役割がある」(para.56)。

このように、Hunt はすでに 2004 年に、ICPD と FWCW の成果を継承しつつもその限界を見極めたうえで、SR を RR とは異なり、それよりももっと広い概念として、RR に解消してはならないことを警告していたのである。ただし、Hunt が SR を SH と RH の視点から定義していることには、後で見るように問題を孕んでいる。

(2) CEDAW での取り組み

CEDAW (1982 年設置) が SR に関連する議論を提起したのは他の人権機関よりも遅く、管見する限りでは 2010 年以降の「一般的勧告」などで、「SOGI」という語法を用いて、ようやく女性のホモセクシュアリティを承認している。

まず「高齢女性とその人権の保護に関する一般的勧告 No.27」(CEDAW/C/2010/47/GC.1、2010 年 10 月 19 日)の para.13 では、高齢女性に関して次のように述べられている。「女性高齢者が経験する差別は通常、年齢差別に加え、ジェンダー、民族、身体障害、貧困レベル、SOGI、移民としての身分、婚姻や家族状況、教養やその他の要素の差別が関係する多次元的なものである」。

また「女性差別撤廃条約 2 条の下での国家の中核義務についての一般的勧告 No.28」(CEDAW/C/GC/28、2010 年 12 月 16 日)の para.18 でも、「性別やジェンダーにもとづく女性差別は、人種、民族、宗教や信仰、健康状態、身分、年齢、階層、カースト制及び SOGI など

女性に影響を与える他の要素と密接に関連している」と述べられている。

このように、CEDAW では他の人権機構よりも遅れて、SOGI という用語で女性の差別および権利を問題にしているが、それは、CEDAW が女性の権利を推進する担い手として、これまで反中絶組織や反 SR 組織によってたえず攻撃されきびしく監視され続けてきたことと関連している (Miller/Roseman 2001: 108)。

(2) CRC での取り組み

これに対して、CRC (1991 年設置) は SR に関する問題を早くから提起していた。まず、28 会期の報告 (CRC/C/111、2001 年 11 月 28 日)において、学校での子どもに対する暴力を予防しそれに応答する際に差別の問題に適切な注意を払うことを求める中で、人種差別、外国人嫌い、社会・経済的要因、身体のサイズや体力とならんで、SO が子どもを犠牲化のよりハイレスクにさらす要因となりうることが指摘されている (para.727)。

また、イギリスに対する第 2 回総括所 (2002 年 10 月 9 日)のなかで、「ホモセクシュアルおよびトランスセクシュアルの若者が、自己の SO を生きられるようにするための適切な情報、支援および必要な保護にアクセスしていないこと」を取り上げ、「ホモセクシュアルおよびトランスセクシュアルの若者に適切な情報および支援を提供すること」を求めている (CRC/C/15/Add. 188, para.43, 44)。

一般的所見第 3 号「HIV/AIDS と子どもの権利」(2003 年 1 月)においては、とりわけ懸念されるものとして、「予防措置その他のサービスに対する女子のアクセスを制約する女子の性的活動に対するタブーや否定的なもしくは批判的な態度と結びついたジェンダーにもとづく差別」が挙げられ、「SO にもとづく差別」も問題とされている (CRC/GC/2003/1, para.6)。さらに、一般的所見第 4 号「子ども

の権利条約の文脈における青少年の健康と発達」(CRC/GC/2003/4、2003年7月1日)においても、子どもの権利条約第2条の1の禁止事項(「締約国は、その管轄内にある子ども一人一人に対して、子どもまたは親もしくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、民族的もしくは社会的出身、財産、障害、出生またはその他の地位にかかわらず、いかなる種類の差別もなしに、この条約に掲げる権利を尊重しかつ確保する」)に触れて、これらの差別事由は「青少年のSOおよび健康上の地位(HIV/AIDSおよび精神的健康に関わる地位を含む)」にも適用されるとしている。同様の指摘は、一般的所見第15号「到達可能な最高水準の健康を享受する子どもの権利」(CRC/C/GC/15、2013年4月17日)でも行われている。すなわち、差別的事由に、SOがGI、健康状態とともに含まれている。

このようにCRCでは明確にホモセクシュアルとトランスセクシュアルの差別を問題にしている。

(3) CESCERでの取り組み

1) CESCER「一般的コメント 14—到達可能な最高水準の健康への権利」(General Comment No.14: The Right to the Highest Attainable Standard of Health)

CESCERは、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」(いわゆる社会権規約)12条「到達可能な最高水準の身体及び精神の健康を享受する権利」に関する上記コメント(E/C.12/2000/4: 2000年8月11日)において、健康への権利のうちには、性と生殖の自由をふくめて自分の健康と身体をコントロールする権利などが含まれることを確認している。例えば、para.8では健康への権利が以下のように述べられている。「健康への権利には、自由と権限 entitlements が含まれる。自由には、性と生殖の自由をふくめて、自分の健康と身体をコントロールする権利、および、拷問、

合意のない医学的な治療・実験から自由である権利といったような、干渉から自由である権利が含まれる。これとは対照的に、権限には、人々が到達可能な最高レベルの健康を享受する機会の平等を提供する健康保護システムへの権利が含まれる」。

その上で、para.18で、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的その他の意見、出自、財産、出生、心身の障害、健康状態、市民的・政治的・社会的その他の地位によるだけではなく、SOによって、ヘルスケアと健康の基本的決定因ならびにそれらを調達する手段と権限へのアクセスにおいて差別することを禁じている。

2) CESCER「一般的コメント 20—経済的、社会的及び文化的権利における非差別」(General Comment No. 20: Non-discrimination in economic, social and cultural rights)

CESCERは男女平等には「一般的コメント 16—すべての経済的、社会的及び文化的権利の享受への男女の平等な権利」(General Comment No. 16: The Equal Right of Men and Women to the Enjoyment of All Economic, Social and Cultural Rights E/C.12/2005/4)で取り組んできたが、SOにもとづく非差別とGIについては、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」第2条の2項(「この規約の締約国は、この規約に規定する権利が人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位によるいかなる差別もなしに行使されることを保障することを約束する」)に関する「一般的コメント 20」(E/C.12/GC/20、2009年7月2日)で取り組んでいる。

このpara.11では、エスニシティ、婚姻状態、障害と並んでSOを理由とした住宅や抵当権へのアクセスが否定されている事態を問題視している。またpara.32では、①SOGIの表題の下で、先の第2条2項でいう「他の地位」にはSOが含まれること、そして②GIは禁じ

られた差別理由の一つとして承認されているとして、次のように述べられている。「トランスジェンダー、トランスセクシュアルあるいはインターセックスといった人々は、しばしば、学校や職場でのハラスメントといった深刻な人権侵害に直面している」。しかも、ここでは、その注 25 でトランスジェンダー、トランスセクシュアルあるいはインターセックスに関する定義についてはジョグジャカルタ原則を参照せよとしているように、ジョグジャカルタ原則が踏まえられている（Miller & Roseman 2001: 110）。

このようにみえてくると、ホモセクシュアリティと GI に取り組んできた CEDAW が保守陣営の十字砲火にあってきたのとは対照的に、CESCR では早くから SO と GI に取り組むことができた。また CESCR ではトランスジェンダー、トランスセクシュアルあるいはインターセックスの人々の社会権の獲得を重視していることも重要である。

その後、2010 年には 7 月 23 日には Vernor Muñoz による「教育権に関する国連特別報告官レポート」（Report of the United Nations Special Rapporteur on the right to education, A/65/162）が出されている。そこではセクシュアリティ、健康、教育が 3 つの独立した権利として挙げられ、とくに「D. 性教育 sexual education への権利—他の権利との関係およびジェンダーとダイバーシティ視点の必要」の para.23 において、SO や GI について次のように述べられ、「ジョグジャカルタ原則」が引き合いに出されている。「性教育が包括的であるためには、ダイバーシティにとくに注意を払わねばならない、というのもだれにも SO や GI を理由にして差別されることなく、彼または彼女自身のセクシュアリティを扱う権利があるからである。性教育は、多様な SO をもった人々に対する差別を終わらせるための基本ツールである。この分野で考えるのにひじょうに重要な貢献は、SOGI に関して国際人権法を適用

することに関する原則（ジョグジャカルタ原則—引用者）でなされた。特別報告官は、とくに教育への権利に関する原則 16 の指針を十分に支持する」*。

*2011 年 8 月 3 日の特別報告官 Anand Grover によるレポート「誰もが到達可能な最高水準の心身の健康を享受する権利」（Right of everyone to the enjoyment of the highest attainable standard of physical and mental health, A/66/254）も重要である。また、2006 年以来、NGO として「セクシュアル・ライツ・イニシアチブ」（The Sexual Rights Initiative : SRI）が、国連人権理事会でジェンダーとセクシュアリティに関する人権の前進のために支持されてきた組織として活動している。

おわりに—まとめにかえて

以上の SR 論の系譜の検討から、以下のことを指摘することができる。第 1 に、SR を概念的に明らかにするためには、ICPD や FWCW の水準にとどまり、RHR のみを論じたり、それに還元したりしてはならない。後年国際フェミニズム運動の当事者である Petchesky ら（Corrêa, Petchesky & Parker 2008）は、当時の Correa & Petchesky（1994）では、権利に関して《reproductive》と《sexual》を単純に結びつけてしまっていたと自己批判している（254）。

これに関連して、ICPD と FWCW レベルにとどまっている日本の現状では、とりわけ北京行動綱領の para.96 に対する冷静で批判的な総括が今あらためて求められる。当時の関係者であった Corrêa, Petchesky & Parker（2008）は、para.96 を次のように批判的に総括している。すなわち、たしかに①国連のディスコースではじめて、女性が生殖する存在と同様に、自分のセクシュアリティを自由に決定する権利をもった、性的な存在と認められた。しかし、②他方では、採択されたテキストはヘテロ規範性に浸されており、③しかもその枠組み内でさえ、快楽よりも保護・予防、自由よりも責任のほうが強調されている。④そのう

え、原案では「女性の SR」に言及していたが、最終案でその SR が消され、SO を文書に差し込もうとするあらゆる試みは、挫折してしまった。⑤それでも、para.96 は、女性グループと LGBTQ グループが特定の歴史的瞬間において、そして政府間の一連の取引の文脈において達成できたもっとも可能な言語を表現していた、と (170-171) *。

*ICPD および FWCW や para. 96 の検討については、池谷 (2014) も参照。

すでにみたように、SR の RHR への還元や両者の接ぎ木を Hunt (2004) は鋭く指摘していた。Miller (2000) もまた、SR を RR へ還元することの弊害として2点を挙げ、鋭く批判している。すなわち、①「RR の意義を認めつつも、SR を RR と結びつけることで、総じて、SR が RR の部分集合とみなされたし、この部分集合によってさまざまな年齢やそれに合わない性アイデンティティの人々が消されたし、しばしば男性は完全に無視された」し、②「ノンヘテロセクシュアルな、非生殖的な性活動」が消された結果、「これらの活動を道徳的、宗教的あるいは犯罪的な規制へと明け渡すことになった」(70)。

ここにも指摘されているように、LGBTI 当事者の人権を目指す運動は、フェミニズムの視野をこえたものとなっている。この点で、筆者は、GR、SR、RHR の関係について、さしあたり GR を最も包括的な集合概念としてとらえ、次いでその部分集合として SR、RHR、RR があるととらえるほうが良いと考えている。つまり GR>SR>RHR>RR と考えている。

第2に、LGBTI 当事者たちの運動の中で示された「多様な SOGI をもった人々」という表現にも示されているように、SR を論じるときには、いわゆる男女の範疇に収まりきれない多様な SOGI を持った人々をつねに射程に入れ、これまでの男女二分法を脱構築しなければならない。言い換えれば、GR や SR を論じる際には、これまでのフェミニズムの視点

だけでは不十分であり、男女二分法を超えた多元的・複数主義的な視点をもたなければならない(性のダイバーシティ)。Corrêa (1997) は、これを「2つの性別モデル two-sex-model の脱構築」と呼び、そのステップとして、①男女の違いを強調する代わりに、類似性を探究すること、②「セクシュアリティ、したがってエロティシズムのたった一つの単一的な形態しかないという見解」と概念的に手を切ること、そして「複数のセクシュアリティ sexualities」「多元的な sexualities」の概念を広めることを提起している(113)。この点でフェミニズムとトランスジェンダリズムとの連携と共同がますます強く求められる*。もちろん、日本の女性差別の深刻な状況を考えれば、GR や SR において女性差別問題が相変わらず大きな位置価値を占めるであろう。

*これまでゲイ運動とトランスジェンダー運動との対立やレズビアン・フェミニストによるトランスジェンダーに対する批判など、この連携には多くの課題がある。この点については、さしあたり、Carifia (1997=2005)、Minter (2006) など参照。

なお「セクシュアル・マイノリティ」、とくに SOGI という国際的文書に使われる用語についても、なお検討の余地があり留保が必要である。前者については、そのセクシュアリティのゆえに排除され周辺化された人々の差別を問題にし、社会への包摂を重視するという点で消極的で、LGBTI の人々の権利を積極的に位置づけるには難がある。また SOGI は、誰もが SOGI をもつという人格の普遍的に重要な局面を想定して有用でもあるが、実践では扱いにくいものである。第1に、SOGI は当事者の人々に手早く言及するために用いるのに難があった。第2に、SOGI は否定的なものとして機能した。SOGI のゆえに周辺化された人々について語ることは容易だが、しかし SOGI によって団結した人々について積極的に語るのは稀であった。第3に、SOGI は誤解された。例えば、エジプトは国連で

SOGI を承認すれば、ペドフィリア、ネクロフィリア、および動物性愛者といった SO を保護することになろうと主張した。そこで当事者たちは LGBT を拡大し (IGLHRC 自身はこれをしぶしぶ承認した)、今日ではとくにラテン・アメリカやアフリカでは、インターセックスも含めて LGBTI が使用されるようになった (Thoreson 2014: 100)。

さて第 3 に、GR や SR を論じる際には、これまで弱点としてあった人権ディスコースにおける自由権的発想ないしは「解放的アプローチ」(Petchesky 2000: 97) から社会権的発想への転換が強く求められる。この点を早くから指摘してきたのが、Correa & Petchesky (1994)、Corrêa (1997)、Petchesky (2000)、Miller (2000) らである。すでに見たように、権利への否定的なアプローチ (～からの自由、Miller の言葉でいえば「権利の侵害モデル」) だけでは新自由主義的グローバリズムに抗して社会的・文化的転換を進めることができない。また、「私的な「自由 liberties」や「選択」として理解された SR (あるいは他のいかなる) 権利は、とくにもっとも貧困な者や多くの市民権を剥奪された者にとっては、それらの権利が実現される可能性のある条件なしには、意味がない」から、「社会的福祉 welfare、個人の安全、および政治的自由を含む」社会権が可能な条件としてどうしても必要なのである (Correa & Petchesky 1994: 107、なお、118 では「フェミニズムの社会権アプローチ」という用語が使われている)。Correa (1997) もまた SR には人権の不可分性とそれらの権利行使を可能ならしめる経済的・社会的・政治的条件が必要だと考えている*。この根底には、「社会的なコミュニティな自己 social, communal self」という、個人主義的ではない社会関係的な人間観があり、それに支えられたセクシュアリティ観がある。すなわち、「セクシュアリティは、われわれが最も直接的に、単独性と共同性 aloneness and togetherness、身体の傷つきやす

さと力、自由でありたいというパッションと取り消しがたい他者との関係との同時性というパラドクスに出会う場所である」(211) といったセクシュアリティ観である。この点で、今日、自戒を込めて言えば、人間とセクシュアリティの自由主義的・個人主義的把握から共同関係論的把握への転換が性教育理論に強く求められる (性教育のパラダイム転換)。

*なお社会権的発想の必要性については、吉崎祥司 (2014) 参照。

なおこの点に関して、WAS の SR 論は WAS (1999) では IPPF (2008) に比べると自由権論的発想が強かったが、2014 年の改訂版 (WAS 2014) では、1999 年の SR 権利宣言と比べると、結婚、結社・集会の自由、政治参画などの社会的権利が加わったことは重要な変化であろう (表 1)。

ところで、第 4 に SR 論における「健康」概念や健康アプローチには慎重でなければならない。例えば、WHO の SR 論 (WHO 2006) にはいくつもの課題が残されたままである。ICHRP (2009) によれば、第 1 に、そのリストが個人の人間身体に焦点化しているために、それを介して性行動が意味を与えられ判断されるところの政治的および公的な構築物としてのセクシュアリティには十分には関わっていない。第 2 に、そのリストでは、公的および参加的な権利 (主張し、集まり、組織し変化を要求する権利) が言及されていない。第 3 に、WHO は健康に関する権限を有するがゆえに、「SH の情報」にのみ焦点を当てており、そのため他の種類の情報がセクシュアリティとアイデンティティのもっと一般的な概念において果たす重要な役割に対処することができない。文学、シネマおよび他の表現形態におけるセクシュアリティに関連した情報への権利は、SH に関する情報に限定される権利から容易には導き出しえないのである。第 4 に、WHO の定義は、SR と他のすべての権利の行使を可能ならしめる、個人的ないしは国民的

レベルでの資源へのアクセスに何ら言及していない (9-10)。

また Miller (2000) は、WHO や国際赤十字などの SH に焦点化して SR を促進しようとする動きは危険だと批判している。というのも、①「セクシュアリティを健康と結びつけるのは、不適切だ」し、②「セックスを「健康な」日常行動とみなそうとする願望が容易にセクシュアリティのあらゆる局面の医学・医療化に、そして／あるいは健康を、非規範的な日常行動を不健康や倒錯だとして排除するカテゴリーとして用いる動きにスライドしかねない」(88-89) からである。また Lottes (2013) も、SR のリストでよく出てくる「責任と健康」には疑問を呈している。すなわち、「責任があり健康であるとは何かを誰が定義するのか？ その答えは必ずしもはっきりしない」(380) と。

いずれにせよ、SR において SOGI の多様性の深い承認を欠き、また社会権的発想を欠いたところでは、「健康」の強調はいともたやすくセクシュアリティの医療化に陥りかねない。この点で興味深いのは、WAS がその名称を World Association of Sexual Health に変えた際に、このことがセクシュアリティの医療化に寄与するのではないかと多くの人々に反対され、WAS に加盟していた地域組織の大部分がこの変更抵抗して、その名前に Sexology を維持することを選んだという事実である (Lottes 2013: 374) *。

* WHO の「健康」概念の問題性については、なお根村 (2000) も参照。

こうした課題をふまえて、日本の SR 論を見たときどうであろうか。たしかに山本 (1997) は北京女性会議で萌芽的に出ていた SR にいち早く注目し、トランスジェンダーの者も含めて「性自認の自由権」を主張している点、そしてまた、自由権論的発想を強く持ちながらも「性に関する健康と環境権」を「劣悪な社会環境を改造してゆく権利」として SR に

含めている点などにおいて、当時としてはきわめてすぐれた SR 論になっている。しかし、その時代的制約もあって、山本も浅井 (2000) も国連レベルの人権法規が持つ問題点や限界性が NGO の議論も踏まえて十分に検討されているわけではない。この点で、SR を再考していく際には、ICPD や FWCW の成果を引き継ぎつつも、国連レベルだけではなく、それをこえたフェミニズムや LGBTI 当事者の NGO での取り組みをも踏まえた議論が求められるであろう。

*文中の傍線は筆者による。日本語訳のあるものは参照したが、訳は必ずしもそれを採用していない。

【略記号】

CEDAW=女性差別撤廃委員会 Committee on Elimination of Discrimination Against Women

CESCR=経済的、社会的及び文化的権利委員会

Committee on Economic, Social and Cultural Rights

CHR=人権委員会 Commission on Human Rights、2006 年 6 月から HRC (人権理事会 Human Rights Council)

CRC=子どもの権利委員会 Committee on the Rights of the Child

ESC=経済社会理事会 Economic and Social Council

FWCW=第4回世界女性会議 the Fourth World Conference on Women

GI=ジェンダー・アイデンティティ gender identity

GR=ジェンダー・ライツ gender rights

ICCPR=市民および政治的権利に関する国際条約

ICPD=国際人口・開発会議 International Conference on Population and Development

IGLHRC=国際ゲイ・レズビアン人権委員会 International Gay and Lesbian Human Rights Commission

ILGA=国際レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランス・インターセックス協会 International Lesbian, Gay, Bisexual, Trans and Intersex Association

IPPF= 国際家族計画連盟 International Planned Parenthood Federation

IWHC=国際女性の健康連合 International Women's Health Coalition

LGBT=レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー

LGBTQ=レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、クィア

RH=リプロダクティブ・ヘルス reproductive health

RHR=リプロダクティブ・ヘルス・ライツ reproductive health rights

RR=リプロダクティブ・ライツ reproductive rights

RSR=リプロダクティブ・セクシュアルライツ
reproductive and sexual rights
SH=セクシュアル・ヘルス sexual health
SO=性的指向 sexual orientation
SOGI=性的指向とジェンダー・アイデンティティ sexual
orientation and gender identity
SR=セクシュアル・ライツ sexual rights
SRH=セクシュアル&リプロダクティブ・ヘルス sexual
and reproductive health
SRHR=セクシュアル&リプロダクティブ・ヘルス&ラ
イツ sexual and reproductive health and rights
SRR=セクシュアル&リプロダクティブ・ライツ sexual
and reproductive rights
WAS=世界セクシュアル・ヘルス学会 World Association
for Sexual Health、旧世界性科学学会 World Association
for Sexology

【引用文献】

- Carifia, Patrick (1997). *Sex Changes. Transgender Politics*. Cleis Press. =2005 パトリック・カリフィア『セックス・チェンジズ——トランスジェンダーの政治学』石倉由／吉池祥子ほか訳、作品社。
- Corboz, Julianne (2009). *Sexuality, Citizenship and Sexual Rights*. <http://iasscs.org/author/julienne-corboz>
- Corrêa, Sonia (1997). From Reproductive Health to Sexual Rights: Achievements and Future Challenges. *Reproductive Health Matters*, No 10, November 1997, 107-116.
- Correa, Sônia & Petchesky, Rosalind (1994). Reproductive and Sexual Rights: A Feminist Perspective. G. Sen, A. Germain & L. Chen eds. *Population Policies Reconsidered: Health, Empowerment, and Rights*. Harvard School of Public Health, Boston, 107-123.
- Corrêa, S., Petchesky, R., and Parker, R. (2008). *Sexuality, Health and Human Rights*, London and New York: Routledge.
- Currah, Paisley, Richard M. Juang, and Shannon Price Minter ed. (2006). *Transgender Rights*. University of Minnesota Press.
- Definitions Of Humanism.
http://americanhumanist.org/Humanism/Definitions_of_Humanism
- Declaration of Montreal on Lesbian, Gay, Bisexual and Transgender Human Rights.
<http://www.declarationofmontreal.org/DeclarationofMontreal.pdf>
- Frye, Phyllis Randolph (2000). The International Bill of Gender Rights vs. The Cider House Rules: Transgenders Struggle with the Courts Over What Clothing They Are Allowed to Wear on the Job, Which Restroom They are Allowed to Use on the Job, Their Right to Marry, and the Very Definition of Their Sex. *William & Mary Journal of Women and the Law*, Vol. 7, Issue1, 135-212.
- Germain, Adrienne/Nowrojee, Sia/Pyne, HninHnin (1994). Setting a new agenda: sexual and reproductive health and rights. *Environment and Urbanization*, Vol. 6, No. 2, October 1994, 133-152.
- Girard, Françoise (2004). *Negotiating Sexual Rights and Sexual Orientation at the UN*. Richard Parker, Rosalind Petchesky and Robert Sember (ed.) *SexPolitics: Report from the Front Lines*. SPW, 311-358.
- Health, Empowerment, Rights, & Accountability (HERA). (1998). HERA action sheet on sexual rights.
<http://www.users.interport.net/i/w/iwhc/hera/>
- Humanist Manifesto II.
http://americanhumanist.org/Humanism/Humanist_Manifesto_II#
- Hunt, Paul (2004). Report of the Special Rapporteur. ECONOMIC, SOCIAL AND CULTURAL RIGHTS. The right of everyone to the enjoyment of the highest attainable standard of physical and mental health. E/CN.4/2004/49 16 February 2004.
- International Council on Human Rights Policy (ICHRP) (2009). *Sexuality and Human Rights*. これを準備したのは、Alice M. Miller.
- IPPF (2008). *Sexual rights: an IPPF declaration*.
http://www.ippf.org/sites/default/files/sexualrightsippfdeclaration_1.pdf
- Kirkendall, L. (1976). *A New Bill of Sexual Rights and Responsibilities*. Promeheus Books, Buffalo, N. Y.
- Lottes, Ilsa L. (2013). Sexual Rights: Meaning, Controversies, and Sexual Health Promotion. *Journal of Sex Research*, 50 (3-4), 367-391.
- Miller, Alice M. (2000). Sexual but Reproductive: Exploring the Junction and Disjunction of Sexual and Reproductive Rights. *Health and Human Rights*, Vol. 4, No. 2, 68-109.
- Miller, A. M. & Roseman, M. J. (2011). Sexual and reproductive rights at the United Nations: frustration or fulfillment? *Reproductive Health Matters* 19 (38), 102-118.
- Minter, Shannon Price (2006). Do Transsexuals Dream of Gay Rights? Getting real about Transgender Inclusion. Currah, Paisley, Richard M. Juang, and Shannon Price Minter ed. (2006), 141-170.
- Petchesky, Rosalind P. (2000). *Sexual Rights. Inventing a Concept, Mapping and International Practice*. Richard Parker, Regina Maria Barbosa, and Peter Aggleton ed. Framing the sexual subject. The politics of gender, sexuality, and power. University of California Press, London, 81-103.
- The Rio Statement of "Reproductive Health and Justice".
<http://www.users.interport.net/i/w/iwhc/rio.html>
- Rosenbloom, R. ed. (1996). *Unspoken Rules - Sexual Orientation and Women's Human Rights*. San Francisco. International Gay & Lesbian Human Rights Commission.
<http://iglhrc.org/content/united-nations-unspoken-rules-sexual-orientation-and-womens-human-rights> によれば、これは1995年1月5日に出版されたとある。
- Saiz, Ignacio (2004). Bracketing Sexuality: Human Rights and Sexual Orientation-A Decade of Development and Denial at the UN. *Health and Human Rights*, Vol.7, No.2, 49-80.
- Sexuality, Information, & Education Council of the United

- States, & Talking About Reproductive & Sexual Health Issues (SIECUS) (2001). *Common Ground Sexuality: Principles for working on sexuality*. New Delhi: Spectra Visual World.
- Thoreson, Ryan R. (2014). *Transnational LGBT Activism. Working for Sexual Rights Worldwide*. University of Minnesota Press, Minneapolis/London.
- UN declaration on sexual orientation and gender identity. http://en.wikisource.org/wiki/UN_declaration_on_sexual_orientation_and_gender_identity 日本語訳は、<http://www.gayjapannews.com/news2008/news145.htm>.
- Women's Global Network for Reproductive Rights (WGNRR) (1996). What are women's sexual rights? *Women's Global Network for Reproductive Rights Newsletter*, 53, 31.
- World Association for Sexual Health (WAS) (1999). Declaration of Sexual Rights. <http://www.worldsexology.org/resources/declaration-of-sexual-rights/>
- World Association for Sexual Health (WAS) (2014). Declaration of Sexual Rights. http://www.worldsexology.org/wp-content/uploads/2013/08/declaration_of_sexual_rights_sep03_2014.pdf
- WHO (1975). Education and treatment in human sexuality. The training of health professionals. Report of a WHO Meeting (WHO Technical Report Series, No. 572). Geneva http://whqlibdoc.who.int/trs/WHO_TRS_572.pdf
- WHO (2006). Defining sexual health. Report of a technical consultation on sexual health, 28–31 January 2002. Geneva. http://www.who.int/reproductivehealth/publications/sexual_health/defining_sexual_health.pdf#search=Defining+sexual+health.+Report+of+a+technical+consultation+on+sexual+health%2C+28%E2%80%9331+January+2002.
- The Yogyakarta Principles on the Application of International Human Rights Law in Relation to Sexual Orientation and Gender Identity. http://www.yogyakartaprinciples.org/principles_en.pdf#search=The+Yogyakarta+Principles+on+the+Application+of+International+Human+Rights+Law+in+Relation+to+Sexual+Orientation+and+Gender+Identity
- 浅井春夫 2000: 『セクシュアル・ライツ入門』十月舎.
- 原田瑠美子 2000: 『学んでみよう! セクシュアル・ライツ』十月舎.
- 東優子 2001: 「「性同一性障害」とセクシュアル・ライツ」、石原明・大島俊之編著『性同一性障害と法律——論説・資料・Q & A』晃洋書房、116-128.
- 池谷壽夫 2014: 「セクシュアル・ライツとは何か—リプロダクティブ・ライツからセクシュアル・ライツへ」、女子栄養大学栄養学部『教育学研究室紀要』第 11 号、2-19.
- 風間孝 2011: 「セクシュアリティと人権」、市野川容孝編『講座 人権の再定位 1 人権の再問』法律文化社、74-92.
- 根村直美 2000: 「WHOの「健康」概念に関する哲学的検討——その「危うさ」の考察」、原ひろ子・根村直美編『健康とジェンダー』明石書店、13-34.
- 柴崎律 2005: 「セクシュアル・ライツは可能か」、『季報唯物論研究』93 号、18-27, 30.
- 鹿間久美子 2010: 『性の健康教育と養護教諭の役割—L. A. カーケンダールの性教育論を基にした理論と実践の研究』考古堂.
- 田村公江 2012: 「性——リプロダクティブ・ヘルス/ライツの再検討を通して」、シリーズ生命倫理学編集委員会編『シリーズ生命倫理学 第 2 巻 生命倫理の基本概念』丸善出版株式会社、35-53.
- 谷口洋幸 2012: 「性的マイノリティと法制度—性別二元制・異性愛主義への問いかけ」、ジェンダー法学会編『講座ジェンダーと法 第 4 巻 ジェンダー法学が切り拓く展望』日本加除出版社、67-79.
- 辻村みよ子 2012: 「人権主体と性差—リプロダクティブ・ライツを中心に」、ジェンダー法学会編『講座ジェンダーと法 第 4 巻 ジェンダー法学が切り拓く展望』日本加除出版社、3-16.
- 山本直英編著 1997: 『セクシュアル・ライツ 人類最後の人権』明石書店.
- 山本直英 1997: 「〈セクシュアル・ライツ〉とは」、山本直英編著 1997. 13-39.
- 吉崎祥司 2014: 『「自己責任」論をのりこえる 連帯と「社会的責任」の哲学』学習の友社.

表 1 SR リストの比較

WGNRR (1996)	HERA (1998)	TARSHI (2001)	SR 宣言 2014 改訂版	IPPF 宣言	WHO の SR 定義
・生殖に関わりのないセクシュアリティを行使する権利 ・自分の身体と生殖器を知り、愛する権利 ・愛着 affection と性的関係を探し求める権利 ・親密圏において自由である権利 ・自分の受胎をコントロールする権利 ・女性であることに対して尊敬される権利 ・市民の地位に関わらず自分のセクシュアリティを行使する権利 ・性交に関わりなく、セクシュアリティにおいて快楽を得る権利 ・自分のセクシュアリティを行使しない権利	・幸福、夢、フアンタジーへの権利 ・恐れ、恥、罪、誤った信仰および自分の欲求の自由な表現を妨げるものから自由に自分のセクシュアリティを探索する権利 ・暴力、差別、および強制から自由に、平等、尊重および正義をもとづいて関係性の枠内で、自分のセクシュアリティを生きる権利 ・差別なしに、自分の性的パートナーを選ぶ権利 ・身体の物理的統合に対する十分な尊重を受ける権利 ・合意にもとづくセックスをする権利および、両人の十分でかつ自由な合意によって結婚する権利を含めて、性的に活動的か否かを選ぶ権利 ・自分の SO を表現することにおいて自由でかつ自律的である権利 ・生殖に関わりなく、セクシュアリティを表現する権利 ・HIV/AIDS を含めて、望まない妊娠と性感染症を予防するための安全なセックスを主張し実践する権利 ・十分な範囲のセクシュアリティ、SH の情報、教育およびできるかぎり最高の質を持った守秘的なサービスへのアクセスを求める、SH への権利	(コア価値) ①選択、②尊厳、③ダイバーシティ、④平等、⑤尊重 (SR リスト) ・感傷、病氣、望まない妊娠の恐れあるいは傷つけられる恐れなしに、性的快楽を楽しむ権利 ・性的表現への権利および、自分の個人的、倫理的および社会的な価値と一致した性的決定を行う権利 ・SRH のケア、情報、教育およびサービスを受ける権利 ・身体的統合への権利、および性的に活動し十分な同意を持って関係を結ぶかどうか、いつ、どのように、誰とそうするかどうかを選ぶ権利 ・結婚を含めて、十分でかつ自由な合意を持って、強制なしに関係を結ぶ権利 ・SRH ケアサービスを探すにあたってトライバンシーへと守秘性への権利	1. 平等と差別されない権利 2. 生命、自由、および身体の安全を守る権利 3. 自律性と身体保全に関する権利 4. 拷問、及び殘酷な、非人道的な又は品位を傷つける取り扱い又は刑罰から自由でいる権利 5. あらゆる暴力や強制・強要から自由でいる権利 6. フライバンシーの権利 7. 楽しみで満足できかつ安全な性的経験をする可能性のある、性の健康を含む、望みうる最高の性の健康を享受する権利 8. 科学の進歩と応用の恩恵を享受する権利 9. 情報への権利 10. 教育を受ける権利、包括的な性教育を受ける権利 11. 平等かつ十分かつ自由な同意に基づいた婚姻関係又は他の類する形態を始め、築き、解消する権利 12. 子どもを持つか持たないか、子どもの人数や出産間隔を決定し、それを実現するための情報と手段を有する権利 13. 思想、意見、表現の自由に関する権利 14. 結社と平和的な集会の自由に関する権利 15. 公的・政治的生活に参画する権利 16. 正義、善後策および救済を求める権利	1. 平等、法の平等な保護、および性別、セクシュアリティ、ジェンダーにもとづくあらゆる形態の差別からの自由への権利 2. 性別、セクシュアリティないしはジェンダーにかかわらずすべての人が参加する権利 3. その人の生命、自由、安全および身体的統合への権利 4. フライバンシーの権利 5. 個人的自律と法の前で承認される権利——性的自由 6. 思想、意見および表現の自由への権利、結社への権利 7. 健康と科学的進歩の恩恵にあずかる権利 8. 教育と情報への権利 9. 結婚するか否か、および家族を築き計画するかいふかを選択し、子どもを持つか否か、持つとしたらどのようにいつするかを決定する権利 10. 説明と補償への権利	・性と生殖の健康のケア・サービスへのアクセスを含め、SH の最前に到達できる水準への権利 ・セクシュアリティに関連した情報を求め、受け取り伝えることへの権利 ・SE に対する権利 ・身体的統合性に対する尊重への権利 ・パートナーの選択への権利 ・性的に活発か否かを決めることへの権利 ・合意による性的関係への権利 ・合意による結婚への権利 ・子どもをもつか否か、そしていつもつかどうかを決めることへの権利 ・満足のいく、安全で快楽のある性生活を求めることへの権利